

## 茂原市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年4月22日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所502議室
- 3 出席委員 26名
  - 1番 北田 茂
  - 2番 日吉利 一
  - 3番 井上 幹男
  - 4番 高山 多聞
  - 5番 湯浅 公夫
  - 6番 風戸 茂樹
  - 7番 蕨 直邦
  - 8番 秋山 芳廣
  - 9番 杉浦 文子
  - 10番 光橋 正人
  - 11番 中田 文昭
  - 12番 渡邊 滋樹
  - 13番 高橋 英二
  - 14番 秋葉 仁喜
  - 15番 浦島 京子
  - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
  - 17番 佐藤 栄作
  - 18番 三橋 弘明
  - 19番 古山 光雄
  - 20番 熊切 秀雄
  - 21番 加藤 古志郎 (会長)
  - 22番 大塚 優
  - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
  - 24番 鵜澤 和行
  - 26番 麻生 重和
  - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 1名
  - 25番 丸島 正昭
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 吉田 茂則
  - 局長補佐 三階 英幸
  - 係長 平野 孝幸
  - 係長 東條 成男
  - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
  - 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
  - 農地法第5条の規定による許可申請について 17件
  - 平成28年3月23日開催 第3回総会保留議案
    - 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」
    - 及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について

## 7 報告

農地法施行規則 29 条第 1 号に関する農業委員会への届出について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

農地法第 6 条第 1 項の規定による農業生産法人の報告について

その他

## 8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。事務局内の 4 月の人事異動の報告。本日はご多忙の中、第 4 回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3 条申請 5 件、5 条申請 17 件、先月の保留案件が 1 件、合計 23 件となっております。活動計画（案）については来月以降とさせていただきます。現地調査につきましては、18 日に第一小委員会で行っております。それから、丸島委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。4 月から新しい農地法等が施行され最初の総会となり資料も配布させていただきましたのでよろしくお願いいたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は 26 番麻生委員と 27 番石井委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第 3 条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

はじめに 1 号議案でございます。申請地は、中善寺字北谷地先、田 1, 639㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人が早野の★★★★さん、売渡人が早野の★★★★さんであります。申請理由といたしましては、買受人については経営規模の拡大のため、売渡人については経営規模の縮小のためとのことであります。

3 条許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、それぞれ機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、★★★★さんは世帯で 160 日従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、それぞれ 50 アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われまます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして 2 号議案でございます。申請地は、三ヶ谷字鞆ヶ辻地先、畑 205㎡を売買しようとする申請であります。申請人は、買受人が三ヶ谷の★★さん、売渡人は三ヶ谷の★★★★さんであります。申請理由としましては、買受人につきましては、経営規模の拡大のため、売渡人につきましては経営規模の縮小のためとのことでございます。

次に 3 条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で 400 日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50 アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業

をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。  
なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして3号議案及び4号議案であります。本議案は農地を交換しようとする申請であります。申請地は、3号議案については、谷本字萩台地先、畑131㎡、4号議案については、谷本字長堀地先、畑131㎡であります。

申請人は3号議案については、譲受人が★★★★さん、譲渡人が★★★★さん、また4号議案については、譲受人が★★★★さん、譲渡人が★★★★さんであります。申請理由といたしましては、お互いの農地を交換することにより、耕作を容易にするためとのことであります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は★★★★さんにおいては世帯で210日、★★★★さんにおいては世帯で550日従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

つづきまして5号議案であります。申請地は北高根飛地字西後受地先、田1,699㎡を贈与しようとする申請であります。譲受人は六ツ野の★★★さん、譲渡人は★★★さんであります。申請理由としましては、譲受人の所有する耕作地に隣接しているため、耕作の効率化が図れるためとのことであります。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で460日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

会長 それでは小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1 1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可、4号議案許可、5号議案許可という  
小委員長 ことになりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議に入らせていただきます。まず1号議案からです。現調しております。★★委員、ご意見ありますか。

★★委員 現地は適正に管理されており買受人も近くであり、きちんと作付けが出来るように思えるので、許可をお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 今は親戚が耕作しており、きれいに耕作されているので、許可をお願いします。

会長 1号議案は許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、1号議案は小委員会の決定どおり許可ということに決定させていただきます。  
次は、2号議案です。現調しております。★★委員どうでしょうか。

★★委員 買受人の宅地の近接で引き続き耕作したいとのことであろうかと思いますが、現状

も耕作されているので許可でよいと思います。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               学校の先生を退職し農業を行っているとのことですので、許可をお願いします。

会長                   2号議案は小委員会の決定どおり、許可ということでよろしいでしょうか。  
(異議なしの声) それでは2号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

次は、3号・4号議案交換です。現調しております。★★★★委員どうでしょうか。

★★委員               現地はきれいになっているので、許可をお願いします。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               両者合意の上で耕作しているので、許可をお願いします。

会長                   3号・4号議案は小委員会の決定どおり、許可ということでよろしいでしょうか。  
(異議なしの声) それでは3号・4号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

次は、5号議案贈与です。現調しております。★★委員どうでしょうか。

★★委員               耕作出来る状態になっていますので、許可をお願いします。

会長                   ★★委員いかがですか。

★★委員               譲受人が隣接と一括して耕作をするということで贈与を受けるということですので、許可をお願いします。

会長                   5号議案は小委員会の決定どおり、許可ということでよろしいでしょうか。  
(異議なしの声) それでは5号議案についても、許可ということで決定させていただきます。

次に、農地法第5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局               農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

始めに6号議案でございます。申請地は千沢字盛地地先、畑611㎡でございます。千沢の★★★★さんが母親の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、世帯で所有のほかの土地では面積及び日当たりが悪く、発電事業に適していたのが当申請地だったためとでございます。計画としましては、太陽光パネル99枚でございます。1枚のパネルの大きさは約166センチ×99センチで、パネルの集合体を3カ所設置する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。なお、千沢自治会長に対して当事業説明を4月1日に行って承諾を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は法目字北沼地先他2筆、田433㎡、

畑1938㎡の合計2371㎡でございます。千葉市の★★★★★さんが、高田の★★さん外1名から土地を買い受けて農用機具整備工場用地とする申請でございます。申請理由といたしましては、周辺農家からの要望があったためとのことでございます。計画といたしましては、作業場が187.78㎡、スクラップ置場が12㎡、倉庫が8.75㎡でございます。埋め立てについては1.1㎡程度盛土を行い、機械油の流出を防ぐためグリーストラップを設置します。隣接は1名から同意を得ております。排水については南側排水路に放流の計画となっております、両総本納普通水利組合から排水同意書が提出されております。また、現在両総土地改良区及び赤目川土地改良区に意見書の申請中で、4月末に赤目川土地改良区、5月中旬ごろまでに両総土地改良区からの意見書がそれぞれ提出される予定です。他法令については法定外公共物占用申請を市土木管理課に、宅地開発事前協議申請を都市計画課にそれぞれ行っております。また、4月19日付けで高田12区長、石渡さんと今回の開発に関して協議を行いオイルの流出対策等について説明したところ、区として異存はないとのことで了承を得ているとのことです。

次に転用許可基準でございますが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地でありますので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行規則第33条の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあてはまり、例外的に許可できる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は、高師台一丁目地先、畑212㎡でございます。長谷の★★さんが谷本の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は身体に障害を負っており、申請地は街中で病院が近い、妹夫婦の居宅が近く緊急時に対応しやすい等の条件が整っていたためとのことでございます。計画としましては、木造・平屋建て・建築面積99.37㎡でございます。雨水・排水は、東側公共下水に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令については道路工事施行承認申請を市土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は、箕輪字堀口地先、田984㎡でございます。早野の★★★★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて資材置場用地とする申請でございます。

申請理由としましては、申請人は現在綱島に資材置き場を所有しておりますが、現在必要とする山砂の堆積量が綱島での当初の計画量より増えてしまったため、申請地に資材置場を設け併用し、山砂を管理・把握しやすい量へ分散させるためとのことでございます。計画としましては、埋め立てを行い、防砂シートを設置いたします。排水は雨水のみとなっております敷地内浸透及び東側側溝に放流の計画となっております。隣接は2名から同意を得ております。また、2月9日付けで箕輪自治会長に対して本申請に関する埋め立てと転用に関する説明を行い、埋め立ての土砂に残土を使用しないこと、隣接地への土砂の流出をさせないことを条件に同意を得ているとのことです。他法令の申請については法定外公共物土木工事施行申請を市土木管理課へ行っております。なお、小委員会では綱島の資材置場について雨天時等に土砂が流出する恐れがあるためその対策を講じるようにとの指摘がありましたが、その後4月21日に事務局で現地調査を行ったところ現場の東道路側に流出対策用の土のうが設置されている

ことを確認いたしました。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は下永吉字川向地先、田383㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合49街区地先、面積203㎡でございます。下永吉の★★さんが上林の★★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在貸家住まいで、子どもの成長に伴い手狭になったためとのことでございます。なお、この土地は平成27年2月16日に建売分譲用地として許可を受けた土地で既に建物は建築済みです。しかし、計画の途中で★★さんから家を建てたいとの要望があり、申請地は区画整理地内の土地で所有権移転が出来ないため、再度5条許可を受けようとする申請でございます。建物としましては、木造・2階建て・建築面積65.54㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございます。申請地は、東部台二丁目地先、畑185㎡でございます。高師の★★★★★さんが八千代一丁目の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲（1区画）用地とする申請でございます。申請理由としましては、スーパー、コンビニ、ホームセンターなども近く、住環境として良好な場所だと考えたためとのことでございます。計画としましては、宅地分譲1区画185㎡でございます。排水は、東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございます。申請地は中善寺字堤崎地先、田204の内47㎡、畑680の内14㎡と一体利用する宅地が366㎡の内71㎡、道路部分が42㎡の合計174㎡でございます。東京都の★★★★★さんが中善寺の★★さんから一時転用により土地を賃貸借し、作業用地とする申請でございます。

申請理由としましては、天然ガス井戸の廃坑作業を実施するに当たり、井戸が設置された土地には建物があり十分な作業スペースが確保出来ないため、隣接の農地を作業スペースとして使用したいためとのことでございます。計画としましては、土木シート及び、鉄板敷きを行い作業用地とする計画でございます。一時転用期間については、平成29年3月31日迄となっております。農地復元誓約書が提出されております。隣接同意が必要な農地はございません。排水は雨水のみの地下浸透となっております。なお、今回作業用地に市道が含まれている為、茂原警察署に「道路使用許可」の申請が必要となりますが、この申請に関しては作業の一ヶ月前からの受付となるため、5月1日に申請予定となっております。この点については茂原警察署とも協議済みとのことで、道路使用許可の申請が一時転用申請の受付より遅れることについて理由書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして13号議案でございます。申請地は、木崎字西原地先、畑664㎡と一体利用する山林が252㎡の合計916㎡でございます。早野の★★★★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲（2区画）用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地の周辺は閑静な住宅街で商業施設も近く住環境が整っているためとのことでございます。計画としましては、378㎡と526㎡の宅地分2区画でございます。排水は北側側溝に接続する計画でございます。隣接同意については1名から同意を得ております。また4月7日付けで市土木管理課に道路工事施行承認申請を行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 それでは、小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1 6号議案許可相当、7号議案は総会審議、8号議案許可相当、9号議案総会審議、  
小委員長 10号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案許可相当、13号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議に入らせていただきます。6号議案です。現調しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 周辺農地への影響はなく自宅の隣接なので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 自宅の隣接で祖母から土地を借りてということですので、許可相当でお願いします。

会長 6号議案ですが小委員会の決定どおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。

次は、7号議案です。現調してございます。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 当該地は1種農地で例外的に条件が整えば許可されるということで、転用目的が農用機具整備工場用地で周辺の農家の要望ということですが、高田地区の農業委員さんの意見を踏まえて総会で議論し決したいと思っております。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 地元で要望をしているのか不明確であり、農振の除外もされたところですので、総会で協議してからの方がよいと思っております。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 今の時点での許可はどうかと思っております。売渡人は売りたいそうですが、高田12区の区長から話を聞いてみます。

- 事務局  
会長 報告書によると12区で会合を行っているようで、異存はないとのことですが、他に意見ございますか。
- ★★委員 諸条件がそろえば許可相当もやむを得ないと思うが、開発行為等の関係課との調整や地元からの要望など少し調査をした方がよいと思います。
- ★★委員 平成27年に2回の農振除外の審議が行われ2回目でようやく承認され平成28年1月に農振除外となった。その中でも地元の要望の真偽など色々あったが、農業委員会で十分議論した中で地主の意向も考え結論を出したいと考えています。
- ★★委員 地元委員さんに売渡人の意見や地元の意見を再度聞いてもらい結論づけていきたいと思っております。
- ★★委員 1回目の農振除外の会議で色々指摘が出され継続審議となり、2回でその指摘事項の改善、見直しを図り承認されたが、農業委員会では初めての協議になり、地元の意見書もあるということですが、もう一度協議することはやむを得ないと思います。
- ★★委員 申請者は他にもこのような事業を行っているのですか。
- 事務局 法人の登記事項証明書には不動産の販売や農用機具の販売は含まれていますが、他に農用機具整備工場を行っているかの書類は提出されておらず、確認はしていません。
- 会長 他にご意見はございますか。  
今あった意見を見つめ直し来月結論を出すよう取組みたいと思っておりますが、1ヶ月の保留処分ということでよろしいでしょうか。(意義なしの声) それではそのようか決定にさせていただきます。  
次は、8号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 周りが住宅地であり、用途地域内にありますので、許可相当でお願いします。
- 会長 8号議案ですが小委員会の決定どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。  
次は、9号議案です。現調してございます。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 転用許可済の綱島の資材置場は土のうも設置し山砂の高さも当初より低くなったのでよいのではないかと。申請地の箕輪の方は場所的にはよいのではないかと。思います。
- ★★委員 山砂は箕輪の方へ持って行ってもらい、学校の近くの綱島の方は山砂を高くもらず周辺に迷惑のかからないように事業展開してもらえばよいのではないかと。思います。
- ★★委員 地元がよいということであれば許可相当でよいのではないですかと思っております。
- 会長 綱島も土砂流出防止対策を行っており、箕輪も地元の了解を得ているということで、小委員会の決定どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。  
次は、10号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 大芝区画整理組合のところは、下水、ガス等も整備されているので、許可相当でお



願います。

会長 10号議案ですが小委員会の決定どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。

次は、11号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 区画整理の中できちんと整備されているので、許可相当で願います。

会長 11号議案についてですが、許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次は、12号議案です。現調しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 前農業委員の自宅の前ですが、特に意見もないようですので、許可相当で願います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 警察の許可もとっており、一時転用であり道路を開放するのはこのような方法しかないので、許可相当で願います。

会長 12号議案についてですが、小委員会の決定どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

次は、13号議案です。現調しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 住宅地に囲まれた中の農地であり、周辺に迷惑のかかる農地もないので許可相当で願います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周りが住宅地になっているので、許可相当で願います。

会長 13号議案についてですが、小委員会の決定どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、14号議案からの農地法第5条の許可申請に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 続きまして14号議案でございますが、次の15号から21号議案までと買受人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は、長尾字腰巻地先、他13筆、田1718㎡、畑12799㎡と一体利用する山林514㎡の合計15031㎡でございます。町保の★★★★★さんが長尾の★★さん外7名からそれぞれ売買により土地を買い受けて、太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地の南側は太陽光を遮るものがなく、日照条件が良いと判断した為とのことでございます。計画としましては、太陽光パネル6120枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×99センチで、パネルの集合体を56カ所設置する計画でございます。排水は雨水のみで南側に堰提及び土水路を設け西側既設側溝に接続する計画でございます。長尾大楽寺部長より排水同意書が、また両総土地改良区より意見書及び排水同意書が提出されております。隣

接同意については4名から同意を得ております。他法令の申請はございません。また、地元の大楽寺部落に対して当事業説明を3月19日に行って承諾を得ております。

次に転用許可基準でございしますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしてしております。

続きまして22号議案でございます。申請地は、長尾字廣谷地先、田774の内182.42㎡でございます。長尾の★★★★さんが父親の★さんから使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は現在貸人と同居中で、現在の家の隣接地で住環境も良好な本申請地に新居を建てたいためとのことでございます。計画としましては、木造・2階建て・建築面積48.8㎡でございます。排水は、南側側溝に接続する計画で、長尾大楽寺部落より排水同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございしますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしてしております。

会長 それでは、小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第1 14号議案から21号議案につきましては、総会審議となりました。22号議案許  
小委員長 可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは14号議案から21号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地元で耕作していない農地がありこのような大規模な計画になったので、各地権者や自治会も同意しているので、問題はないと思うので許可相当でよいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 地権者も高齢になり耕作出来なり現地も荒れている状況なので、この事業によりきれいになり地権者も多く地元も同意も得ているので許可相当でお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 規模が大きいので慎重審議が必要ではないか。猪の防御になるのではないかと思います。

会長 他に意見ございますか。

★★委員 現地はかなり荒れておりこれを耕作するのはかなり大変であるので、規模は大きい  
が地元委員さん方の意見を尊重して対処していいのではないかと。

★★委員 猪も出る地域であり地元要望の猪問題もあるので、やむを得ないのではないかと。

★★委員 農地の状態があまりよくない地域なので、土地の有効利用が出来ればよいのではないかと。

★★委員 これだけ規模な太陽光発電事業の県下の現状はどのようなのですか。

事務局 正確な状況は把握していませんが、ある程度の件数はあると思います。

★★委員 慎重審議も必要だと思いますが、やむを得ないと思います。

★★委員 実際に発電事業はだれが行うのですか。

事務局 買受人です。他の所で行っている実績もあります。

会長 これまでの意見からすると2種農地でありやむを得ないのではないかと思います。ただ、買受人がこれだけの規模の事業をきちんと運営できるのか不安がありますが、事業計画どおり行わなかった場合には農業委員会はしかるべき対応は出来るので、やむを得ないということで許可相当ということでよろしいですか。(異議なしの声) それでは、許可相当ということに決定いたしました。

会長 次は、22号議案です。現調しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 分家住宅ですので、許可相当でよいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 隣接地も有効活用している訳ではなく家を建てるのは問題ないと思いますので、許可相当をお願いします。

会長 22号議案についてですが、小委員会の決定どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは22号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

事務局 次は、23号議案の保留議案です。事務局からこの間の報告を願います。

事務局 3月の5号議案でございます。3月の総会では地元自治会より何件か反対意見が寄せられており、3月27日開催の地元自治会への詳細な説明会の結果を待ってからの審議ということで保留となっていました。その後の経過としては説明会を行ったところ出席者全員からの同意を得ることは出来ず、自治会から安全対策などに関する新たな質問事項が出たため、後日申請者側から自治会に対して新たに出た質問事項への回答書を4月13日に郵送したとのこととございます。その後申請者と連絡をとったところ回答書の郵送後、回答書に関して地元の自治会からの連絡等はなかったと聞いております。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 地元自治会で説明会を行ったが意見が一致しない。協議した自治会長や役員も反対ということ。他の組合長とかは詳しい話は聞いていないと言っていた。滝ノ谷地区で8割9割の反対があると難しいのではないかと。また説明会を行うと言っていたのでその結果を待ちたい。地元は申請者の回答書は信用できない部分もあるので同意出来ないとのこと。です。

★★委員 この場所が太陽光発電に適しているのか分かりません。売渡人も自分で管理できないのでどうにかしたいと思うのですが、周りが反対すると出来ないのですか。

★★委員

住宅地の真ん中で行うのは難しいと思います。滝ノ谷地区は田越しであるところの真ん中に太陽光を設置したらどうになってしまうのかというのが、地元の人々の率直な意見だと思います。再度説明会を行うということなので、それを見守っては如何でしょうか。

会長

2回保留は事務処理期間的にも厳しいので、否決することも可能ですが。

★★委員

否決すると直接、県に提出することも可能で、書類が整っていれば許可になる可能性もあります。

会長

それでは、再度質問書とか色々経過がありますから、それについて地元できちんと説明し、その状況により対応できるので、もう1ヶ月保留とします。

よろしいですね。(異議なしの声) それではそのようにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法施行規則29条第1号に関する農業委員会への届出について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地法第6条第1項の規定による農業生産法人の報告について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第4回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年4月28日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印